

令和 5 年 1 月 10 日
気象庁大気海洋部

配信資料に関するお知らせ

～土砂災害警戒情報及び大雨警報・注意報基準の地震による
暫定基準を適用した運用の見直し～
(令和 3 年 10 月 8 日付、令和 4 年 1 月 22 日付
及び令和 4 年 3 月 17 日付配信資料に関するお知らせ関連)

地震により震度 5 強以上を観測した市町村の暫定基準の運用を見直し、令和 5 年 1 月 17 日より下記の通り変更します。

令和 3 年 10 月 7 日 22 時 41 分頃の千葉県北西部の地震により震度 5 強を観測した埼玉県川口市、宮代町、令和 4 年 1 月 22 日 01 時 08 分頃の日向灘の地震により震度 5 強を観測した大分県大分市、佐伯市、竹田市、令和 4 年 3 月 16 日 23 時 36 分頃の福島県沖の地震により震度 5 強を観測した岩手県一関市、奥州市、矢巾町、令和 4 年 3 月 18 日 23 時 25 分頃の岩手県沖の地震により震度 5 強を観測した岩手県野田村においては、地盤の状態の変化に伴い降雨の際の土砂災害の危険性が通常より高くなっている可能性を考慮し、土砂災害警戒情報の発表基準及び大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準を通常より引き下げた暫定基準を適用して運用してきました。

今般、岩手県と盛岡地方气象台、埼玉県と熊谷地方气象台、大分県と大分地方气象台が、降雨及び土砂災害発生の状況並びに土砂災害警戒区域等の点検結果に基づき検討を行った結果を踏まえ、土砂災害警戒情報及び大雨警報・注意報の暫定基準を適用した運用について、令和 5 年 1 月 17 日 13 時（日本時間）より下記のとおり見直します。

記

暫定基準を適用した運用を見直し、通常の基準を適用して運用する市町村

対象の県	暫定基準を設けている対象の市町村
岩手県	一関市、奥州市、矢巾町、野田村
埼玉県	川口市、宮代町
大分県	大分市、佐伯市、竹田市

以上